

群馬県がん登録審議会設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第18条2項の規定に基づき、本要領第2条の事項について審議を行うため、群馬県行政組織規則第174条の規定により設置する、群馬県がん登録審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 法において審議会が審議を行うと定めている事項
- (2) 群馬県がん登録資料利用に関する取扱要領（平成20年7月25日施行）（以下「要領」という。）における次の事項
 - ア 要領第7条に定める統計用資料の利用審査に関すること。
 - イ 要領第13条に定める患者情報資料の利用審査に関すること。
 - ウ 要領第18条に定める患者情報資料利用者の責務に関すること。
 - エ 要領第20条に定める患者情報資料の追加情報の入手に関すること。

(組織等)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験者
- 二 個人情報保護に関する学識経験者
- 三 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は4年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員の欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会には、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長が委員の中からあらかじめ指名する会長代理者が、その職務を代行する。

(審議)

第5条 審議会の審議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、各委員に対して書面による議決を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成27年11月6日から施行する。

2 群馬県地域がん登録運営・審査委員会設置要領（平成26年11月10日施行）は廃止する。

附 則

1 この要領は、令和3年8月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。